

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成29年 9月 第2回訂正分)

大阪油化工業株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年9月26日に近畿財務局長に提出し、平成29年9月27日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年9月1日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年9月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集270,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し339,500株(引受人の買取引受による売出し260,000株・オーバーアロットメントによる売出し79,500株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年9月26日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、8,700株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【募集の方法】

平成29年9月26日に決定された引受価額(1,711,200円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,860円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「229,149,000」を「231,012,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「229,149,000」を「231,012,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,860」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,711.20」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「855.60」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき1,860」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定にあたりましては、仮条件(1,830円～1,860円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,860円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,711.20円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,860円)と会社法上の払込金額(1,555.50円)及び平成29年9月26日に決定された引受価額(1,711.20円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は855.60円(増加する資本準備金の額の総額231,012,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,711.20円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売にあたりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の記載の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成29年10月4日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,711.20円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき148.80円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と平成29年9月26日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「458,298,000」を「462,024,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「452,298,000」を「456,024,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額456,024千円については、「1 新規発行株式」の(注)4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限136,040千円と合わせて、設備資金として450,600千円、運転資金として研究開発費に50,000千円、残額を経費等の支払いに係る運転資金として充当する予定であり、何れも平成30年9月期に充当する予定です。設備資金及び研究開発費の具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

①設備資金

イ.パイロットプラントとしての連続蒸留塔の新設220,000千円

ロ. オフィス増床等のための事務棟改築75,000千円

ハ. 安全対策のための設備等64,600千円

ニ. 製品の貯蔵能力増強のための倉庫新設35,000千円

ホ. 品質向上のための分析機器購入31,000千円

ヘ. 性能向上のためのボイラー更新投資25,000千円

②研究開発費

新規化学物質の効率的かつ最適な精製方法の設計・確立のための研究開発費として50,000千円を全額充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年9月26日に決定された引受価額(1,711.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,860円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたしません。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「479,700,000」を「483,600,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「479,700,000」を「483,600,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「1,860」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,711.20」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,860」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき148.80円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成29年9月26日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「146,677,500」を「147,870,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「146,677,500」を「147,870,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び 6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1」を「1,860」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1」を「1株につき1,860」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成29年9月26日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である堀田哲平(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月1日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式79,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 79,500株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,555.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 68,020,200円(1株につき金855.60円) 増加する資本準備金の額 68,020,200円(1株につき金855.60円)
(4)	払込期日	平成29年11月6日(月)

(注) 割当価格は、平成29年9月26日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(1,711.20円)と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の日(平成30年4月2日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、16,000株を上限として、平成29年9月26日(発行価格等決定日)に決定される予定。)」を「当社普通株式 8,700株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成29年9月26日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,860円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)
堀田 哲平	大阪府大阪市北区	500,000 (830)	68.92 (0.11)	360,000 (830)	36.16 (0.08)
堀田 修平	大阪府枚方市	170,000	23.43	50,000	5.02
野村 直樹	大阪府枚方市	11,500 (11,500)	1.59 (1.59)	11,500 (11,500)	1.16 (1.16)
島田 嘉人	大阪府枚方市	11,000 (11,000)	1.52 (1.52)	11,000 (11,000)	1.10 (1.10)
大阪油化工業 社員持株会	大阪府枚方市春日西 町二丁目27番33号	＝	＝	8,700	0.87
石川 清	大阪府枚方市	2,500 (2,500)	0.34 (0.34)	2,500 (2,500)	0.25 (0.25)
堺 清	大阪府大阪市平野区	2,500 (2,500)	0.34 (0.34)	2,500 (2,500)	0.25 (0.25)
野村 正一	大阪府守口市	2,500 (2,500)	0.34 (0.34)	2,500 (2,500)	0.25 (0.25)
若狭 章泰	大阪府枚方市	2,000 (2,000)	0.28 (0.28)	2,000 (2,000)	0.20 (0.20)
藤井 洋一	京都府宇治市	2,000 (2,000)	0.28 (0.28)	2,000 (2,000)	0.20 (0.20)
林 安彦	京都府八幡市	2,000 (2,000)	0.28 (0.28)	2,000 (2,000)	0.20 (0.20)
計	—	706,000 (36,830)	97.31 (5.08)	454,700 (36,830)	45.68 (3.70)

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月1日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを**勘案した**株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成29年 9月 第1回訂正分)

大阪油化工業株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年9月15日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年9月1日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集270,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年9月15日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し339,500株(引受人の買取引受による売出し260,000株・オーバーアロットメントによる売出し79,500株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、16,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成29年9月1日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式79,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

平成29年9月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年9月15日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,555,50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「227,286,000」を「229,149,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「227,286,000」を「229,149,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,830円~1,860円)の平均価格(1,845円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は498,150,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,555,50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,830円以上1,860円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年9月26日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受け付けにあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定にあたり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①技術力を活かしたビジネスモデルの構築による参入障壁の高さ。

②業績の安定性・堅実性。

③ニッチなビジネス領域であるため市場規模が小さいこと。

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,830円から1,860円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,555,50円)及び平成29年9月26日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,555,50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の記載の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村証券株式会社222,300、大和証券株式会社26,500、SMB C日興証券株式会社15,900、株式会社SBI証券5,300」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年9月26日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「454,572,000」を「458,298,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「448,572,000」を「452,298,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,830円～1,860円)の平均価格(1,845円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額452,298千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限134,943千円と合わせて、設備資金として450,600千円、運転資金として研究開発費に50,000千円、残額を経費等の支払いに係る運転資金として充当する予定であり、何れも平成30年9月期に充当する予定です。設備資金及び研究開発費の具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

①設備資金

イ.パイロットプラントとしての連続蒸留塔の新設220,000千円

ロ.オフィス増床等のための事務棟改築75,000千円

ハ.安全対策のための設備等64,600千円

ニ.製品の貯蔵能力増強のための倉庫新設35,000千円

ホ.品質向上のための分析機器購入31,000千円

ヘ.性能向上のためのボイラー更新投資25,000千円

②研究開発費

新規化学物質の効率的かつ最適な精製方法の設計・確立のための研究開発費として50,000千円を全額充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「475,800,000」を「479,700,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「475,800,000」を「479,700,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,830円～1,860円)の平均価格(1,845円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「145,485,000」を「146,677,500」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「145,485,000」を「146,677,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,830円～1,860円)の平均価格(1,845円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である堀田哲平(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月1日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式79,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 79,500株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,555.50円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成29年11月6日(月)

(注) 割当価格は、平成29年9月26日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の日(平成30年4月2日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	大阪油化工業社員持株会（理事長 市崎 裕晃） 大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、16,000株を上限として、平成29年9月26日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の社員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成29年9月26日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売却 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売却し後の 株式総数に對す る所有株式数の 割合(%)
堀田 哲平	大阪府大阪市北区	500,000 (830)	68.92 (0.11)	360,000 (830)	36.16 (0.08)
堀田 修平	大阪府枚方市	170,000	23.43	50,000	5.02
大阪油化工業 社員持株会	大阪府枚方市	＝	＝	16,000	1.61
野村 直樹	大阪府枚方市	11,500 (11,500)	1.59 (1.59)	11,500 (11,500)	1.16 (1.16)
島田 嘉人	大阪府枚方市	11,000 (11,000)	1.52 (1.52)	11,000 (11,000)	1.10 (1.10)
石川 清	大阪府枚方市	2,500 (2,500)	0.34 (0.34)	2,500 (2,500)	0.25 (0.25)
堺 清	大阪府大阪市平野区	2,500 (2,500)	0.34 (0.34)	2,500 (2,500)	0.25 (0.25)
野村 正一	大阪府守口市	2,500 (2,500)	0.34 (0.34)	2,500 (2,500)	0.25 (0.25)
若狭 章泰	大阪府枚方市	2,000 (2,000)	0.28 (0.28)	2,000 (2,000)	0.20 (0.20)
藤井 洋一	京都府宇治市	2,000 (2,000)	0.28 (0.28)	2,000 (2,000)	0.20 (0.20)
林 安彦	京都府八幡市	2,000 (2,000)	0.28 (0.28)	2,000 (2,000)	0.20 (0.20)
計	＝	706,000 (36,830)	97.31 (5.08)	462,000 (36,830)	46.41 (3.70)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月1日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売却し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売却し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月1日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売却し及び親引け(16,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成29年9月



大阪油化工業株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式419,985千円(見込額)の募集及び株式475,800千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式145,485千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年9月1日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

大阪油化工業株式会社

大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号



1. 事業の内容

当社は、化学物質のわずかな沸点の差を利用して混合物から目的とする物質を分離・精製する精密蒸留を主な事業として行っております。

精密蒸留の技術は、古くは石油からガソリンを精製することなどから発達したもので、現在では医薬・農薬・電子材料等の分野や航空・宇宙産業における材料の精製にも活用されており、当社の加工技術もスマートフォンやメガネ等のレンズ、医薬品や化粧品、自動車等の顧客の最終製品の一部や顧客の研究開発分野において、使用されております。

使用製品例



<スマートフォン>



<レンズ>



<医薬品>



<化粧品>



<自動車>



<研究開発>

当社は過去から素材加工の一環として行われていた「蒸留」を専門で請け負っており、機能性化学品^(注)等の製造過程で材料の化学物質から不純物を取り除き純度を高める精密蒸留精製において、顧客の最終製品の価値向上に貢献しております。

(注) 機能性化学品とは、化学メーカー等が研究開発により培った技術力を基に、顧客の最終製品の用途や機能性等に応じて生み出された新たな化学品を総称する呼称であり、上記製品の部材等に広く活用されている化学品を指します。

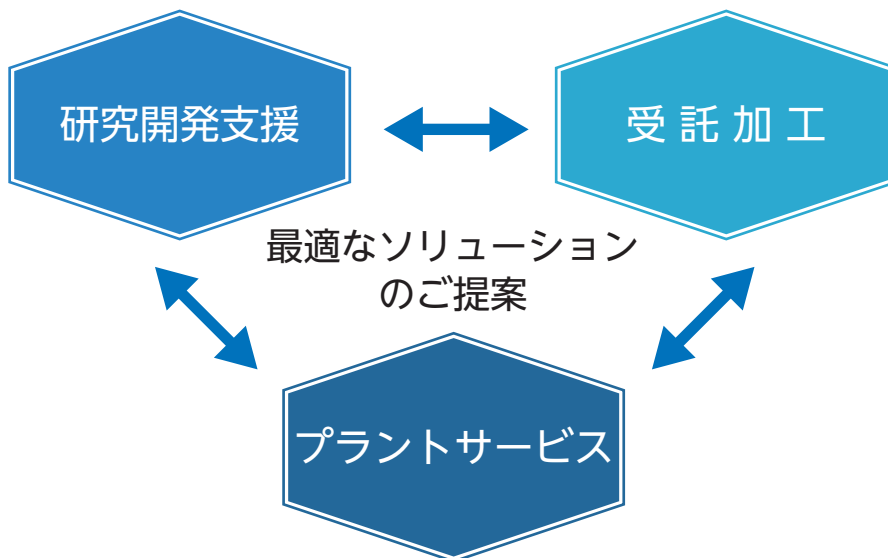
不純物を分離することで付加価値を生む

<機能性化学品等の精製工程例>

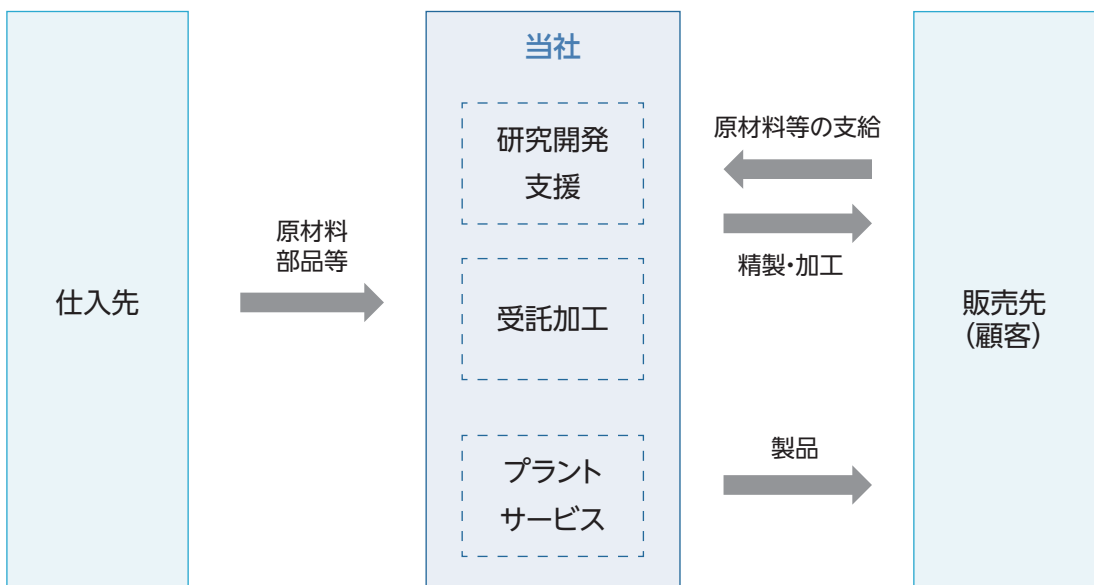


当社の事業は精密蒸留事業の単一セグメントであります。売上区分につきまして、顧客の研究開発部門の支援を行うサービスである「研究開発支援」、基礎研究段階からスケールアップした蒸留等の中・大型の蒸留装置による製造規模の蒸留及びそれに付随するサービスである「受託加工」、顧客が自社で蒸留を行うための支援サービスである「プラントサービス」に区分しております。

精密蒸留精製に関連し、「研究開発支援」から「受託加工」や「プラントサービス」まで包括的なサービスを提供できることにより、顧客に最適なソリューションの提案を行うことができる体制と自負しております。



事業系統図



本社工場の生産設備（蒸留塔）



各売上区分の詳細は以下のとおりであります。

1 研究開発支援

当社においては、主に新規顧客開拓を目的に、顧客の研究開発における基礎研究等の補助を行う、小型の蒸留装置による蒸留の受託及びそれに付随するサービスの提供を行っております。

顧客の研究開発部門を対象に、対象となる原料を当社の蒸留装置にて精製し、基礎研究に必要な集計データの提供、将来的な生産に向けた提案、「受託加工」へのスケールアップ等のサポートを行っております。

顧客の研究開発を支える少量からの蒸留を受託することで、当該顧客のビジネスが軌道に乗った場合、そのまま「受託加工」へのスケールアップにつながり、顧客の成長とともに収益拡大を図ることが可能な体制となっております。



研究開発用蒸留設備

2 受託加工

当社においては、精密蒸留精製の主力サービスとして、中・大型の蒸留装置による蒸留の受託及びそれに付随するサービスの提供を行っております。

電子材料、香料等の機能性化学品市場を主な対象市場としており、「研究開発支援」からスケールアップした顧客をはじめ、蒸留の委託元となる顧客に対して、様々な化学物質について顧客の要望に応じた精度での精製を行っております。

創業以来培ってきた技術と経験を基に、原料の質の不安定さによる影響を最小限に抑えた安定した製品品質を提供するとともに、原料の選定、最適な蒸留、収集したデータの活用方法など、総合的な提案を行っております。

3 プラントサービス

当社においては、顧客が自社にて蒸留精製を行うことを目的とした小型蒸留装置の販売及びそのメンテナンスサービスの提供を平成26年7月より新規サービスとして行っております。

創業以来培ってきた技術と経験を活かし、当社設備での試験データに基づき、小型の蒸留装置を様々な形で提案・販売し、実際の運転を行う際の技術支援、生産体制を確立するための最適条件・蒸留方法についての総合的な提案を行っております。



大型蒸留設備



当社製品の小型蒸留装置「Distimate」

2. 対処すべき課題

当社は、「3か年中期経営計画（2017年9月期－2019年9月期）」を着実に実現することを目指し、更なる持続的な成長を見据えて、以下を重要な課題と認識し、取り組んでおります。

主な課題	対処方針
1 人材の採用及び育成 顧客ニーズの多様化・高度化に対応する人材の採用及び育成	<ul style="list-style-type: none">* 専門性を高める技術研修や安全指導* 充実した勤務環境の整備
2 既存サービスの収益基盤強化（研究開発支援・受託加工） 収益基盤の更なる強化	<ul style="list-style-type: none">* 設備新設等による生産能力増強* 他の精製技術等の周辺サービスへの展開* 顧客満足度向上による取引拡大
3 新規サービス(プラントサービス)の成長 プラントサービスの成長	<ul style="list-style-type: none">* 広告宣伝等による認知度向上* 納品後のメンテナンス体制充実* 最適なソリューションの提案
4 経営管理体制の強化 事業の成長や業容の拡大に合わせた経営管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none">* 専門性の高い優秀な人材の確保* 在籍する人員の育成* 権限委譲による意思決定の迅速化・経営の監督機能強化



3. 業績等の推移

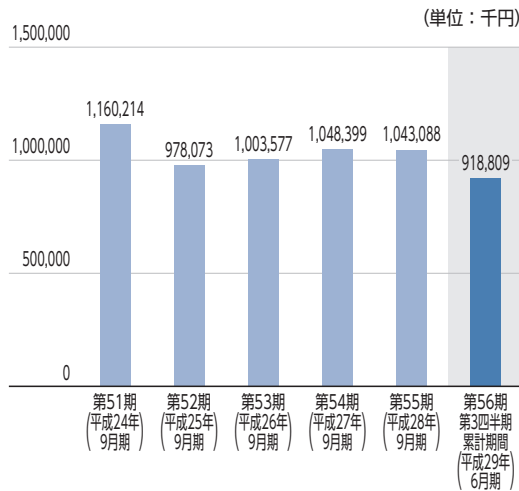
主要な経営指標等の推移

回次		第51期	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期 第3四半期
決算年月		平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年6月
売上高	(千円)	1,160,214	978,073	1,003,577	1,048,399	1,043,088	918,809
経常利益	(千円)	71,757	25,292	65,967	133,463	219,406	219,167
当期（四半期）純利益	(千円)	8,543	16,489	52,008	88,628	167,915	143,704
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	33,458	33,458	33,458	33,458	33,458	33,458
発行済株式総数	(株)	66,917	66,917	66,917	66,917	66,917	669,170
純資産額	(千円)	500,471	513,614	562,276	647,559	804,099	924,383
総資産額	(千円)	639,953	593,717	789,475	977,298	1,073,814	1,046,638
1株当たり純資産額	(円)	7,478.98	7,675.40	8,402.60	967.71	1,201.64	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	50.00 (—)	50.00 (—)	50.00 (—)	170.00 (—)	350.00 (—)	— (—)
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	127.67	246.42	777.20	132.45	250.93	214.75
潜在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	78.2	86.5	71.2	66.3	74.9	88.3
自己資本利益率	(%)	1.7	3.3	9.7	14.7	23.1	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	39.2	20.3	6.4	12.8	13.9	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	182,573	224,970	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△264,796	△264,710	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	487	△11,375	—
現金及び現金同等物の 期末（四半期末）残高	(千円)	—	—	—	299,119	248,003	—
従業員数	(名)	19	22	29	32	35	—

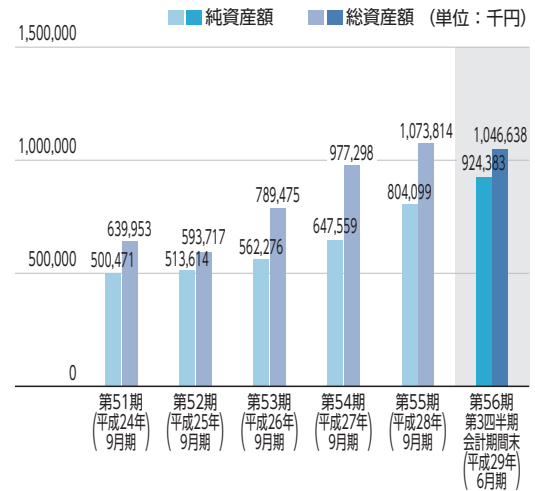
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第51期及び第52期の消費税等の会計処理は税込方式によっております。第53期、第54期、第55期及び第56期第3四半期の売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 当社は平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、発行済株式総数は669,170株となっております。
5. 当社は、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、第51期及び第52期は潜在株式が存在しないため、第53期、第54期、第55期及び第56期第3四半期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第51期、第52期及び第53期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
10. 第54期及び第55期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。また、第56期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。なお、第51期、第52期及び第53期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人による監査を受けておりません。
11. 当社は、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第51期、第52期及び第53期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次		第51期	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期 第3四半期
決算年月		平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年6月
1株当たり純資産額	(円)	747.90	767.54	840.26	967.71	1,201.64	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	12.77	24.64	77.72	132.45	250.93	214.75
潜在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	5.00 (—)	5.00 (—)	5.00 (—)	17.00 (—)	35.00 (—)	— (—)

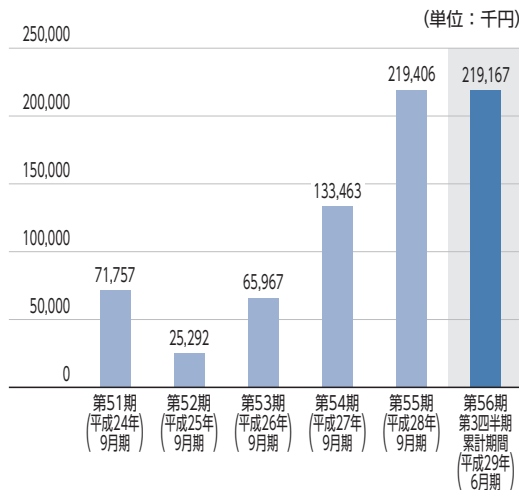
売上高



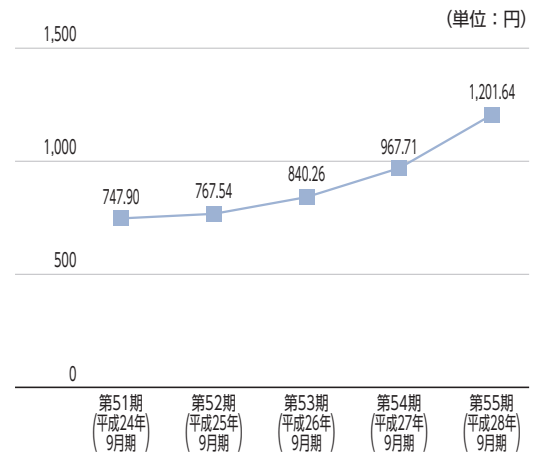
純資産額／総資産額



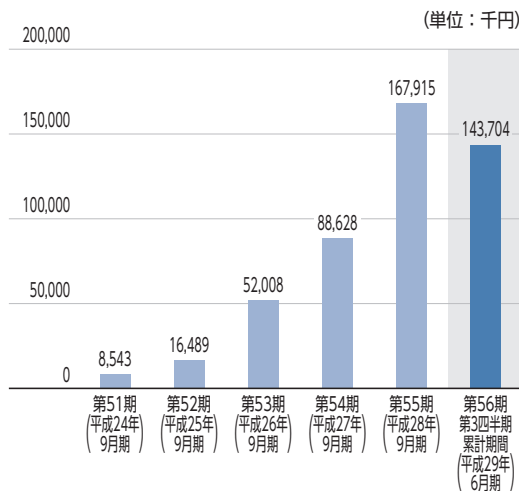
経常利益



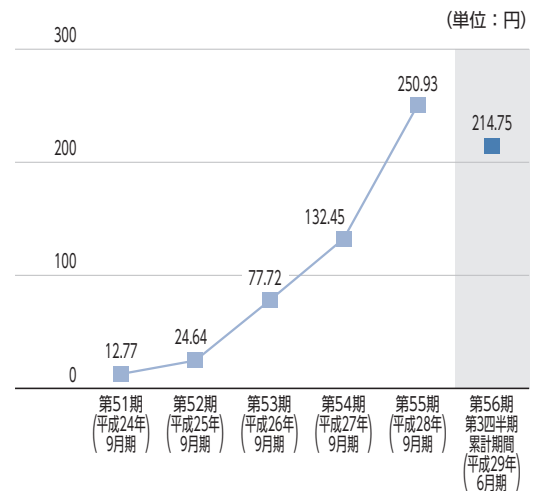
1株当たり純資産額



当期（四半期）純利益



1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 当社は平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額」の各グラフでは、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	17
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【業績等の概要】	18
2 【生産、受注及び販売の状況】	20
3 【対処すべき課題】	21
4 【事業等のリスク】	22
5 【経営上の重要な契約等】	23
6 【研究開発活動】	24
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
第3 【設備の状況】	29
1 【設備投資等の概要】	29
2 【主要な設備の状況】	29
3 【設備の新設、除却等の計画】	30

第4	【提出会社の状況】	31
1	【株式等の状況】	31
2	【自己株式の取得等の状況】	39
3	【配当政策】	39
4	【株価の推移】	39
5	【役員の状況】	40
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	41
第5	【経理の状況】	47
1	【財務諸表等】	48
第6	【提出会社の株式事務の概要】	82
第7	【提出会社の参考情報】	83
1	【提出会社の親会社等の情報】	83
2	【その他の参考情報】	83
第四部	【株式公開情報】	84
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	84
第2	【第三者割当等の概況】	85
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	85
2	【取得者の概況】	86
3	【取得者の株式等の移動状況】	86
第3	【株主の状況】	87
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年9月1日
【会社名】	大阪油化工業株式会社
【英訳名】	OSAKA YUKA INDUSTRY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀田 哲平
【本店の所在の場所】	大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号
【電話番号】	072-858-3322（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役業務部長 島田 嘉人
【最寄りの連絡場所】	大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号
【電話番号】	072-858-3322（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役業務部長 島田 嘉人
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 419,985,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 475,800,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 145,485,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	270,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年9月1日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成29年9月15日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、16,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、平成29年9月1日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式79,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成29年9月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年9月15日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	270,000	419,985,000	227,286,000
計(総発行株式)	270,000	419,985,000	227,286,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年9月1日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,830円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は494,100,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年9月27日(水) 至 平成29年10月2日(月)	未定 (注) 4	平成29年10月4日(水)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成29年9月15日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年9月26日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付にあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年9月15日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年9月26日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年9月1日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年9月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成29年10月5日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込み在先立ち、平成29年9月19日から平成29年9月25日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売にあたりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 枚方支店	大阪府枚方市岡東町21番10号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社 大和証券株式会社 SMB C日興証券株式会社 株式会社SBI証券	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年10月4日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	270,000	—

(注) 1. 平成29年9月15日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年9月26日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
454,572,000	6,000,000	448,572,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,830円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額448,572千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限133,846千円と合わせて、設備資金として450,600千円、運転資金として研究開発費に50,000千円、残額を経費等の支払いに係る運転資金として充当する予定であり、何れも平成30年9月期に充当する予定です。設備資金及び研究開発費の具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

①設備資金

イ.パイロットプラントとしての連続蒸留塔の新設220,000千円

ロ.オフィス増床等のための事務棟改築75,000千円

ハ.安全対策のための設備等64,600千円

ニ.製品の貯蔵能力増強のための倉庫新設35,000千円

ホ.品質向上のための分析機器購入31,000千円

ヘ.性能向上のためのボイラー更新投資25,000千円

②研究開発費

新規化学物質の効率的かつ最適な精製方法の設計・確立のための研究開発費として50,000千円を全額充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備投資計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年9月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	260,000	475,800,000	大阪府大阪市北区 堀田 哲平 140,000株 大阪府枚方市 堀田 修平 120,000株
計(総売出株式)	—	260,000	475,800,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,830円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成29年 9月27日(水) 至 平成29年 10月2日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の 本店及び 全国各支 店	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年9月26日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	79,500	145,485,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 79,500株
計(総売出株式)	—	79,500	145,485,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年9月1日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式79,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,830円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成29年 9月27日(水) 至 平成29年 10月2日(月)	100	未定 (注) 1	野村証券株 式会社の本 店及び全国 各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成29年9月26日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である堀田哲平(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月1日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式79,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 79,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成29年11月6日(月)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成29年9月15日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。
2. 割当価格は、平成29年9月26日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年10月5日から平成29年10月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人である堀田哲平、売出人である堀田修平並びに新株予約権者である野村直樹及び島田嘉人は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年1月2日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年4月2日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年9月1日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
売上高 (千円)	1,160,214	978,073	1,003,577	1,048,399	1,043,088
経常利益 (千円)	71,757	25,292	65,967	133,463	219,406
当期純利益 (千円)	8,543	16,489	52,008	88,628	167,915
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	33,458	33,458	33,458	33,458	33,458
発行済株式総数 (株)	66,917	66,917	66,917	66,917	66,917
純資産額 (千円)	500,471	513,614	562,276	647,559	804,099
総資産額 (千円)	639,953	593,717	789,475	977,298	1,073,814
1株当たり純資産額 (円)	7,478.98	7,675.40	8,402.60	967.71	1,201.64
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	50.00 (—)	50.00 (—)	50.00 (—)	170.00 (—)	350.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	127.67	246.42	777.20	132.45	250.93
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	78.2	86.5	71.2	66.3	74.9
自己資本利益率 (%)	1.7	3.3	9.7	14.7	23.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	39.2	20.3	6.4	12.8	13.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	182,573	224,970
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△264,796	△264,710
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	487	△11,375
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	299,119	248,003
従業員数 (名)	19	22	29	32	35

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第51期及び第52期の消費税等の会計処理は税込方式によっております。第53期、第54期及び第55期の売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 当社は平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、発行済株式総数は669,170株となっております。

5. 当社は、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第51期及び第52期は潜在株式が存在しないため、第53期、第54期及び第55期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第51期、第52期及び第53期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
10. 第54期及び第55期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第51期、第52期及び第53期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任あずさ監査法人による監査を受けておりません。
11. 当社は、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
 なお、第51期、第52期及び第53期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
1株当たり純資産額 (円)	747.90	767.54	840.26	967.71	1,201.64
1株当たり当期純利益金額 (円)	12.77	24.64	77.72	132.45	250.93
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (—)	5.00 (—)	5.00 (—)	17.00 (—)	35.00 (—)

2 【沿革】

当社は、昭和24年に大阪市東成区において粗パラフィン（注1）の精製及び販売を目的として、現在の大阪油化工業株式会社の前身である、「大阪油化工業所」を創業いたしました。

その後、昭和37年2月に、大阪油化工業株式会社を設立いたしました。

設立以後の経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
昭和37年2月	化学品の受託製造を目的として、大阪油化工業株式会社を大阪府枚方市津田に設立（資本金2,000千円）
昭和38年4月	当社の独自設計による、減圧蒸留装置（注2）を本社工場に設置
昭和48年11月	大阪府枚方市春日西町に本社及び工場を新築し、大阪府枚方市津田より本社移転
平成10年4月	有機EL材料精製に対応するため、昇華精製装置（注3）を本社工場に設置
平成12年4月	少量多品種に対応するため、高真空蒸留装置（注4）を本社工場に設置
平成20年4月	I S O 14001認証取得
平成20年12月	I S O 9001認証取得
平成24年4月	研究開発支援分野を強化するため、研究実験棟を本社工場敷地内に設立
平成25年4月	多様化する顧客ニーズに対応するため、研究開発用蒸留設備を本社工場に設置
平成26年7月	増加する顧客ニーズに対応するため、プラントサービスを開始
平成27年9月	生産能力増強のため、研究実験棟を本社工場敷地内に増設

（注）1. 石油由来成分であり、当時のロウソクの原料。

2. 大気圧より低い圧力で蒸留を行うための装置。大気圧での蒸留に比べ、低温で蒸留することができる。

3. 物質が直接固体から気体になる昇華の性質を利用し、精製するための装置。有機EL材料の精製にも使用される。

4. 減圧蒸留装置の中でも、より低い圧力で蒸留を行う装置。高沸点物質や熱分解性物質を蒸留することができる。

3 【事業の内容】

当社は、化学物質のわずかな沸点の差を利用して混合物から目的とする物質を分離・精製する精密蒸留を主な事業として行っております。

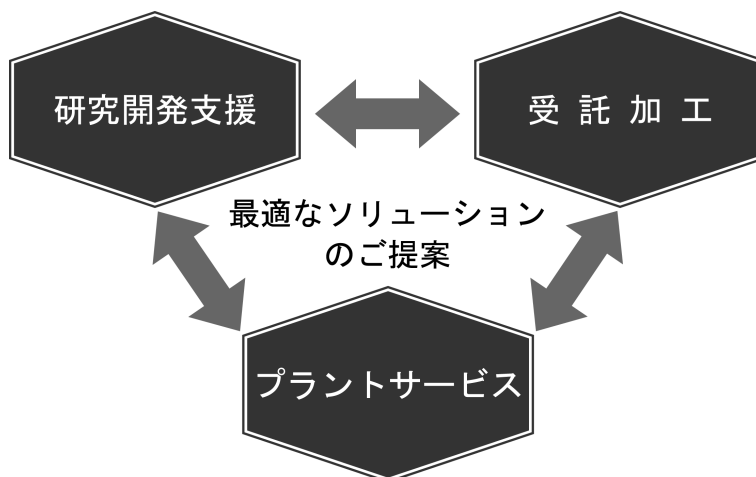
精密蒸留の技術は、古くは石油からガソリンを精製することなどから発達したもので、現在では医薬・農業・電子材料等の分野や航空・宇宙産業における材料の精製にも活用されており、当社の加工技術もスマートフォンやメガネ等のレンズ、医薬品や化粧品、自動車等の顧客の最終製品の一部や顧客の研究開発分野において、使用されております。

当社は過去から素材加工の一環として行われていた「蒸留」を専業で請け負っており、機能性化学品（注）等の製造過程で材料の化学物質から不純物を取り除き純度を高める精密蒸留精製において、顧客の最終製品の価値向上に貢献しております。

当社の事業は精密蒸留事業の単一セグメントであります。売上区分につきましては、顧客の研究開発部門の支援を行うサービスである「研究開発支援」、基礎研究段階からスケールアップした蒸留等の中・大型の蒸留装置による製造規模の蒸留及びそれに付随するサービスである「受託加工」、顧客が自社で蒸留を行うための支援サービスである「プラントサービス」に区分しております。

精密蒸留精製に関連し、「研究開発支援」から「受託加工」や「プラントサービス」まで包括的なサービスを提供できることにより、顧客に最適なソリューションの提案を行うことができる体制と自負しております。

（注）機能性化学品とは、化学メーカー等が研究開発により培った技術力を基に、顧客の最終製品の用途や機能性などに応じて生み出された新たな化学品を総称する呼称であり、上記製品の部材等に広く活用されている化学品を指します。



各売上区分の詳細は以下のとおりであります。

(1) 研究開発支援

当社においては、主に新規顧客開拓を目的に、顧客の研究開発における基礎研究等の補助を行う、小型の蒸留装置による蒸留の受託及びそれに付随するサービスの提供を行っております。

顧客の研究開発部門を対象に、対象となる原料を当社の蒸留装置にて精製し、基礎研究に必要な集計データの提供、将来的な生産に向けた提案、「受託加工」へのスケールアップ等のサポートを行っております。

顧客の研究開発を支える少量からの蒸留を受託することで、当該顧客のビジネスが軌道に乗った場合、そのまま「受託加工」へのスケールアップにつながり、顧客の成長とともに収益拡大を図ることが可能な体制となっております。

(2) 受託加工

当社においては、精密蒸留精製の主力サービスとして、中・大型の蒸留装置による蒸留の受託及びそれに付随するサービスの提供を行っております。

電子材料、香料等の機能性化学品市場を主な対象市場としており、「研究開発支援」からスケールアップした顧客をはじめ、蒸留の委託元となる顧客に対して、様々な化学物質について顧客の要望に応じた精度での精製を行っております。

創業以来培ってきた技術と経験を基に、原料の質の不安定さによる影響を最小限に抑えた安定した製品品質を提供するとともに、原料の選定、最適な蒸留、収集したデータの活用方法など、総合的な提案を行っております。

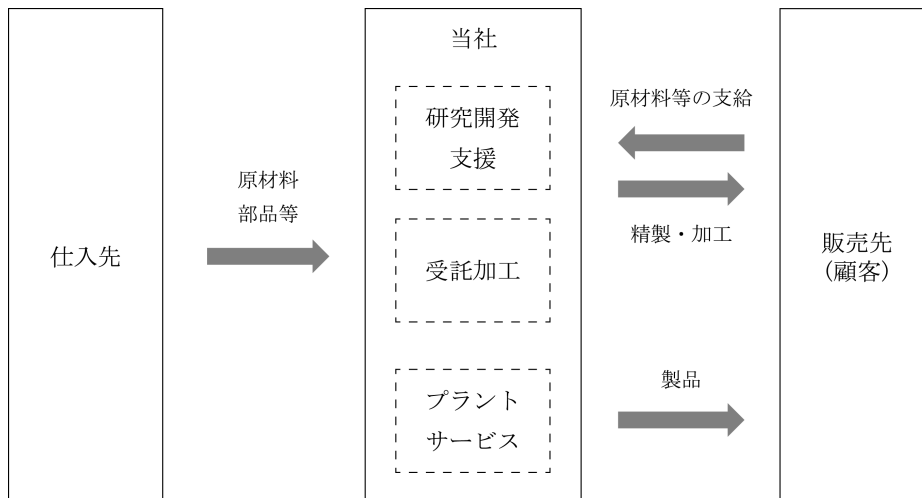
(3) プラントサービス

当社においては、顧客が自社にて蒸留精製を行うことを目的とした小型蒸留装置の販売及びそのメンテナンスサービスの提供を平成26年7月より新規サービスとして行っております。

創業以来培ってきた技術と経験を活かし、当社設備での試験データに基づき、小型の蒸留装置を様々な形で提案・販売し、実際の運転を行う際の技術支援、生産体制を確立するための最適条件・蒸留方法についての総合的な提案を行っております。

当社の事業系統図は、以下のとおりです。

(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38	37.0	8.9	5,932

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員は含んでおりません。なお、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、精密蒸留事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第55期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日銀による金融緩和等により、雇用情勢や企業収益等の改善が見られ、緩やかな回復基調となりました。

一方、世界経済は、米国や欧州は緩やかな景気拡大を続けておりますが、英国のEU離脱問題や中国をはじめとする新興国の景気減速など不透明な見通しとなっております。

化学業界におきましては、原材料価格の下落があったものの、資源国や新興国経済の減速懸念、円高・株安の進行等、依然として先行き不安定な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は展示会出展数増加及びホームページの刷新による新規顧客獲得、営業人員の増強等による既存顧客に対する研究開発支援業務の強化を図り、取引拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、営業活動の結果、無償支給の新規案件等を獲得したものの、取引先の製造サイクルの影響等により有償支給案件の減少が影響し、1,043,088千円（前年同期比0.5%減）となりました。利益面におきましては、利益率の低い有償支給案件が減少し、利益率の高い無償支給案件が増加した影響により、営業利益は223,667千円（前年同期比64.2%増）、経常利益は219,406千円（前年同期比64.4%増）、当期純利益は167,915千円（前年同期比89.5%増）となりました。

なお、当社は精密蒸留事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

当社事業の売上区分別の業績は次のとおりであります。

(研究開発支援)

展示会出展数増加及びホームページでの集客等の営業活動が功を奏し、電子材料及び医薬・農薬関連等の研究開発案件が増加し、研究開発支援売上高は、167,250千円（前年同期比53.1%増）となりました。

(受託加工)

既存取引先企業からの電子材料及び工業材料関連等の案件が堅調に推移しておりますが、取引先の製造サイクルの影響等により有償支給案件が減少し、受託加工売上高は、875,837千円（前年同期比3.3%減）となりました。

(プラントサービス)

展示会出展等による新規顧客獲得のための営業活動を行った結果、引き合いはあるものの、受注につながらなかったため、当事業年度のプラントサービス売上高は計上しておりません。

第56期第3四半期累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府による経済対策や日銀による金融緩和等により、雇用環境の改善や、企業収益等の改善が見られ、緩やかな回復基調となりました。

一方、世界経済においては、景気は緩やかに回復しているものの、米国の経済・金融政策や新興国の経済動向には不確実性があり、先行きは依然不透明な状況となっております。

化学業界におきましては、一部原料の需要の増加があったものの、資源国や新興国経済の減速懸念、米国の対外政策の影響による為替・株式市場の変化等、依然として先行き不安定な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は展示会出展及びインターネット広告等の活用による新規顧客獲得、営業人員を増強する等の顧客対応充実に注力することにより、取引拡大に取り組むとともに、品質向上及び生産能力増強等のための投資を積極的に行いました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は、新規案件を獲得したこと及び取引先の製造サイクルの影響等により有償支給案件の取引量が増加し、918,809千円となりました。利益面におきましては、利益率の低い有償支給案件の取引量が増加し、営業利益は218,940千円、経常利益は219,167千円、四半期純利益は143,704千円となりました。

なお、当社は精密蒸留事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしております。

当社事業の売上区分別の業績は次のとおりであります。

(研究開発支援)

展示会出展等による新規取引先の開拓に注力したこと及び企業の活発な研究開発活動に支えられ、電子材料及び石油向け研究開発案件が増加したことから、研究開発支援売上高は、195,644千円となりました。

(受託加工)

営業人員を増強する等の顧客対応充実に注力したこと及び企業の堅調な生産活動に支えられ、電子材料及び工業用材料向け受託案件が増加したことから、受託加工売上高は、722,671千円となりました。

(プラントサービス)

研究開発用途の新規案件を獲得したことにより、プラントサービス売上高は、494千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第55期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ51,116千円減少し、248,003千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により得られた資金は、224,970千円(前年同期は182,573千円の収入)となりました。主な要因は、仕入債務の減少額55,318千円及び法人税等の支払額35,795千円があったものの、税引前当期純利益219,406千円及び減価償却費98,842千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は、264,710千円(前年同期は264,796千円の支出)となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出254,291千円であり、本社工場の生産設備(蒸留塔)の新設・改良によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により使用した資金は、11,375千円(前年同期は487千円の収入)となりました。これは、配当金の支払額11,375千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は精密蒸留事業の単一セグメントであるため、売上区分別に記載しております。

(1) 生産実績

第55期事業年度及び第56期第3四半期累計期間における生産実績は、次のとおりであります。

売上区分	第55期事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		第56期第3四半期累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)
	生産高 (千円)	前年同期比 (%)	生産高 (千円)
研究開発支援	179,104	210.5	143,409
受託加工	379,343	70.5	295,264
プラントサービス	51,842	203.4	16,005
合計	610,291	94.1	454,679

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

第55期事業年度及び第56期第3四半期累計期間における受注実績は、次のとおりであります。

売上区分	第55期事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)				第56期第3四半期累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
研究開発支援	180,811	169.9	27,081	200.3	168,663	100
受託加工	950,638	102.1	226,510	149.3	575,555	79,394
プラントサービス	—	—	—	—	6,209	5,715
合計	1,131,450	105.6	253,591	153.5	750,428	85,210

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第55期事業年度及び第56期第3四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

売上区分	第55期事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		第56期第3四半期累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
研究開発支援	167,250	153.1	195,644
受託加工	875,837	96.7	722,671
プラントサービス	—	—	494
合計	1,043,088	99.5	918,809

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第54期事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		第55期事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		第56期第3四半期累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
東レ・ダウコーニング株式会社	163,386	15.6	247,405	23.7	161,615	17.6
住友商事ケミカル株式会社	82,300	7.9	159,175	15.3	146,912	16.0
東洋紡株式会社	137,388	13.1	119,230	11.4	57,880	6.3
三井化学株式会社	149,466	14.3	87,434	8.4	97,083	10.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、「3か年中期経営計画（2017年9月期－2019年9月期）」を着実に実現することを目指し、更なる持続的な成長を見据えて、以下を重要な課題と認識し、取り組んでおります。

(1) 人材の採用及び育成

当社は、実績に裏付けられた高度な技術力及び研究開発力により、蒸留サービスを提供しております。顧客からの依頼により他社で対応不可能であった案件を請け負うことがあるため、技術力及び研究開発力の更なる向上が必要であると考えております。また、契約締結から出荷までをカバーするビジネスプロセスのすべてにおいて、品質の高いサービスを提供し続け、数十年の長きにわたり発注頂く顧客がいることから、顧客から安定した信頼を獲得していると自負しております。

このような競争力の源泉となっているのは、ひとえに人材であります。そして、顧客ニーズが多様化あるいは高度化していく中において、人材の重要性はますます高まるばかりです。そのため、当社では、人材の採用及び育成を重要な経営課題と捉えており、専門性を高める技術研修や安全指導、福利厚生の一環として熱中症対策の飲料を配布するなど、勤務環境の整備を図り、積極的な投資を行っております。最近では、将来の海外展開を見据えたグローバル人材の育成にも取り組んでおります。

(2) 既存サービスの収益基盤強化

当社は創業から60年以上の歴史を有しており、「研究開発支援」、「受託加工」といった既存サービスについては一定の収益基盤を確立しておりますが、持続的な成長を見据えて収益基盤の更なる強化を目指しております。

そのため、設備新設等による生産能力増強及び他の精製技術等の周辺サービスへの展開により、幅広い顧客ニーズへの対応を強化するとともに、顧客との積極的なコミュニケーションを図る等のきめ細やかで柔軟な顧客対応により、顧客満足度を向上させることで取引先数及び受託件数の拡大に取り組んでまいります。

(3) 新規サービスの成長

当社は、更なる収益基盤の安定化及び持続的な成長を図るためには、収益源を多様化する必要があると考えており、既存サービスに続く新たな事業の開拓に積極的に取り組んでおります。その一環において新規サービスとしてスタートさせた「プラントサービス」を育成、成長させていきます。

受託加工での豊富な実績や知見等を活かし、プラントにおける最適な設定などの技術支援や生産体制の構築支援を行ってまいります。一社完結によるサービスの提供が可能であるため、受託加工で培った技術やノウハウの相互活用をスムーズに行うことができ、柔軟な対応が可能となっております。専門紙への広告掲載や展示会等への積極的な出展、会社ホームページの充実等により当該サービスの認知度向上に努め、取引の拡大に注力してまいります。

また、納品後のメンテナンス体制も充実させてまいります。「プラントサービス」にて販売する小型蒸留装置は納品後においても、柔軟なカスタマイズが可能な設計としているため、顧客ニーズの変化に素早く対応することが可能となっております。また、あわせてメンテナンスサービスも行っていくことで、単に販売するだけでなく、顧客の価値創造に貢献するサービスを提供し、当社の競争力の強化や継続的な収益基盤の構築につなげてまいります。

「プラントサービス」が加わったことで、「研究開発支援」から「受託加工」や「プラントサービス」まで包括的にサービスを提供できるようになります。その結果、顧客に最適なソリューションの提案を行うことができ、より一層の顧客満足度の向上につながるものと考えております。

(4) 経営管理体制の強化

当社は、企業価値の継続的な向上のため、事業の成長や業容の拡大に合わせた経営管理体制の強化が重要であると認識しております。

これまでと同様に、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力するとともに、権限委譲を進めることで意思決定の迅速化及び経営の監督機能強化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材の採用及び育成

当社は、少人数で業務を遂行しております。今後の事業拡大に応じて、積極的な人材の採用及び育成に取り組んでいく方針ではありますが、人材の採用及び技術承継等が順調に進まなかった場合又は既存の人材が社外に流出した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 災害の発生

当社は、本社工場のみを事業拠点としております。BCP（事業継続計画）の策定や防災訓練、耐震対策などを行っておりますが、当該拠点にて地震及び火災等の大規模な災害が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、労働災害を予防するため、継続的な改善活動及び定期的な研修等を行っておりますが、不測の事故等が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 環境への責任

当社は、環境管理体制を整備し、ISO14001の認証を取得するとともに、環境に関連する諸法規に対応した設備を保有し、また、当該関連諸法規に対応した処理を行っておりますが、人為的ミス等による環境汚染や関連諸法規の変更による追加の設備投資又は費用負担が生じるなどした場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権

当社は、自社開発又は共同開発を通じて獲得した技術等について、日本及び主要各国における特許出願により、知的財産権の保護に努めておりますが、これら知的財産権の侵害が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報管理

当社は、事業活動を通じて、多くの顧客に係る重要情報や秘密情報を有しております。これらの情報に対しては、厳格な管理を行っておりますが、予測し得ない事態によって情報が流出した場合、顧客からの信用や当社の社会的信用の低下を招き、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 品質管理

当社は、品質管理体制を整備し、ISO9001の認証を取得するとともに、品質検査の結果、顧客の規格を満たすもののみ出荷を行っておりますが、予測し得ない品質トラブルや製造物責任に関する事故が発生した場合は、損害賠償保険に加入し不測の事態に備えているものの、当社の信用低下のみならず、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 新規サービス

当社は、より一層の成長を志向し、新規サービスとしてスタートさせた「プラントサービス」を育成、成長させていく方針であります。当該新規サービスの展開にあたっては、マーケットの分析やサービスの開発等に時間を要することや、必要な資源の獲得に予想以上のコストがかかるなど、必ずしも計画が順調に進行しないことも想定されます。また、既に新規サービスはスタートしておりますが、今後も軌道に乗った展開ができるとは限らず、方針の変更やサービスの見直し、サービスからの撤退など何らかの問題が発生する可能性も想定されます。当該新規サービスの展開が収益獲得に至らず損失が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8)競合

当社は、精密蒸留において、長年にわたり獲得してきた信頼や蓄積されてきた技術、市場がニッチであることなどから、一定の参入障壁を確立していると自負しております。しかしながら、今後、他社による当該市場への新規参入や競合他社との競争激化、あるいは代替技術の出現等が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9)ストックオプションの権利行使による株式価値の希薄化

当社は、取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。本書提出日現在の潜在株式数は56,330株であり、発行済株式総数の8.4%に相当しておりますが、これらの新株予約権の行使が行われた場合、株式価値が希薄化する可能性があります。

(10)法的規制

当社は、法令の遵守を基本として事業活動を行っておりますが、消防法や毒物及び劇物取締法等に基づく各種許認可や規制等の様々な法令の適用を受けており、今後更にその規制が強化されることも考えられます。そのような場合、事業活動に対する制約の拡大やコストの増加も予想され、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11)顧客の事業環境の変化

当社の顧客は、電子材料、医薬、農業等の様々な業界に属しており、各種法規制及び経済環境の変化に対応して、事業活動や研究開発活動を行っております。これら各種法規制や経済環境の変化により、顧客の活動にも変化が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12)特定販売先への依存

当社の最近2事業年度及び第56期第3四半期累計期間における販売実績のうち、10%を超える販売先との取引は、以下のとおりであります。

相手先	第54期事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		第55期事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		第56期第3四半期累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
東レ・ダウコーニング株式会社	163,386	15.6	247,405	23.7	161,615	17.6
住友商事ケミカル株式会社	82,300	7.9	159,175	15.3	146,912	16.0
東洋紡株式会社	137,388	13.1	119,230	11.4	57,880	6.3
三井化学株式会社	149,466	14.3	87,434	8.4	97,083	10.6

当社としましては、これらの主要顧客との取引を維持・継続するために、より一層の品質の向上に努めてまいりますが、主要顧客の方針変更等により主要顧客との取引が終了ないし大幅に縮小した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第55期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社の研究開発体制は、製品化のための研究と顧客商品への応用研究を行う部署を配置し、各部署が密接に連携する体制です。

また、当社は研究開発活動においても、「品質の追求」「環境保全」に対しては十分に配慮し、コンプライアンス(法令遵守)を徹底しております。

当社は、基盤事業の強化・拡大及び顧客の要望に対応すべく、企業の研究開発部門や大学などの研究機関と連携し、蒸留技術の研究開発を行っております。

蒸留技術そのものは紀元前から利用されておりますが、新規化学物質の発見とともに、産業利用される化学物質が多様化している状況に合わせ、新規化学物質の効率的かつ最適な精製方法の設計・確立を目標に研究開発活動に取り組んでおります。

当事業年度における研究開発費の総額は、55,400千円であります。

なお、当社は精密蒸留事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

第56期第3四半期累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は、28,397千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第55期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

①資産

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ96,516千円増加し、1,073,814千円となりました。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ23,441千円増加し、516,515千円となりました。主な要因は、現金及び預金が51,116千円減少したものの、有償支給案件の製品が在庫になったことにより商品及び製品が69,201千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末に比べ73,074千円増加し、557,298千円となりました。主な要因は、本社工場の生産設備(蒸留塔)の新設工事完了により建設仮勘定が90,425千円減少したものの、生産設備メンテナンスのための機械整備室の完成等により建物(純額)が34,694千円、本社工場の生産設備(蒸留塔)完成により機械及び装置(純額)が88,564千円増加したことによるものであります。

②負債

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ60,023千円減少し、269,714千円となりました。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末に比べ60,023千円減少し、269,714千円となりました。主な要因は、当期純利益の増加に伴い未払法人税等が33,414千円、製品の分割納入に伴い前受金が23,708千円増加したものの、有償支給案件の材料仕入減少により買掛金が55,318千円、本社工場の生産設備(蒸留塔)新設にかかる工事代金支払完了により未払金が72,447千円減少したことによるものであります。

③純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ156,539千円増加し、804,099千円となりました。これは、当期純利益の計上により、繰越利益剰余金が156,539千円増加したことによるものであります。

第56期第3四半期累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

①資産

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ27,176千円減少し、1,046,638千円となりました。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ16,369千円増加し、532,885千円となりました。主な要因は、前事業年度末に在庫であった有償支給案件の製品出荷により商品及び製品が49,749千円減少したものの、現金及び預金が54,164千円、売上増加により売掛金が15,676千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べ43,545千円減少し、513,752千円となりました。主な要因は、本社工場の生産設備(蒸留塔)の改良があるものの、減価償却の影響が大きく機械及び装置(純額)が34,250千円減少したことによるものであります。

②負債

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ147,459千円減少し、122,254千円となりました。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ147,459千円減少し、122,254千円となりました。主な要因は、返済により短期借入金が100,000千円、未払法人税等が24,733千円及び賞与引当金が10,914千円減少したことによるものであります。

③純資産

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ120,283千円増加し、924,383千円となりました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が120,283千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第55期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

①売上高

売上高は、前事業年度に比べ0.5%減収の1,043,088千円となりました。

売上区分別では、研究開発支援の売上高は展示会出展等の営業活動が功を奏し、案件数が増加したことにより前事業年度に比べ53.1%増収の167,250千円となりました。受託加工の売上高は取引先の製造サイクルの影響を受け有償支給案件の取引量の減少により前事業年度に比べ3.3%減収の875,837千円となりました。

②営業利益

売上原価は、有償支給案件の減少に伴い材料費が減少した結果、前事業年度に比べ17.2%減少し、541,089千円となりました。販売費及び一般管理費は、展示会出展等の営業活動の結果、新規案件の増加に伴い研究開発費が増加したことにより前事業年度に比べ7.5%増加し、278,331千円となりました。

これらの結果、営業利益は前事業年度に比べ64.2%増加し、223,667千円となりました。

③経常利益

営業外収益が585千円となり、既存設備の改良等に伴う固定資産除却損4,333千円を計上したことにより営業外費用が4,846千円となりました。

これらの結果、経常利益は前事業年度に比べ64.4%増加し、219,406千円となりました。

④当期純利益

法人税、住民税及び事業税は、69,210千円となりました。また、繰延税金資産の計上に伴い法人税等調整額で△17,719千円を計上しております。

これらの結果、当期純利益は前事業年度に比べ89.5%増加し、167,915千円となりました。

第56期第3四半期累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

①売上高

売上高は、918,809千円となりました。

売上区分別では、研究開発支援の売上高は展示会出展等の営業活動が功を奏し、新規案件を獲得したことにより、195,644千円となりました。受託加工の売上高は取引先の製造サイクルの影響を受け有償支給案件の取引量が増加したことにより、722,671千円となりました。プラントサービスの売上高は新規案件を獲得したことにより、494千円となりました。

②営業利益

売上原価は、有償支給案件の増加に伴い材料費が増加した結果、504,428千円となりました。販売費及び一般管理費は、費用対効果を重視した経費の選別により、研究開発費が減少したことにより、195,440千円となりました。

これらの結果、営業利益は、218,940千円となりました。

③経常利益

フォークリフトの買替えに伴う固定資産売却益1,991千円を計上したことにより、営業外収益が2,189千円となり、上場申請に伴う株式公開費用1,500千円を計上したことにより、営業外費用が1,963千円となりました。

これらの結果、経常利益は219,167千円となりました。

④四半期純利益

法人税、住民税及び事業税は、62,931千円となりました。また、繰延税金資産の取崩しに伴い法人税等調整額は、12,530千円を計上しております。

これらの結果、四半期純利益は143,704千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第55期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ51,116千円減少し、248,003千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により得られた資金は、224,970千円(前年同期は182,573千円の収入)となりました。主な要因は、仕入債務の減少額55,318千円及び法人税等の支払額35,795千円があったものの、税引前当期純利益219,406千円及び減価償却費98,842千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は、264,710千円(前年同期は264,796千円の支出)となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出254,291千円であり、本社工場の生産設備(蒸留塔)の新設・改良によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により使用した資金は、11,375千円(前年同期は487千円の収入)となりました。これは、配当金の支払額11,375千円によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。当社は、これらのリスク要因について、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保する等の対応を図ることにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、実績に裏付けられた技術力及び研究開発力を活かし、蒸留受託加工にて収益を確保してまいりました。収益性の安定化を図り、蒸留装置の販売を開始することにより、一社完結によるサービスの提供ができるため、「研究開発支援」から「受託加工」や「プラントサービス」まで包括的なサービス提供が可能となっております。これにより、顧客に最適なソリューションの提案を行うことができ、より一層の収益の安定化につながるものと考えております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後、業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。これらの課題に対処するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、最適な解決策を実施していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第55期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当事業年度の設備投資については、生産設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当事業年度は、生産設備（蒸留塔）の新設を中心とする総額179,168千円（無形固定資産への投資を含む）の設備投資を実施いたしました。

なお、当社は精密蒸留事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

また、重要な設備の除却、売却等はありません。

第56期第3四半期累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

当第3四半期累計期間の設備投資については、生産設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当第3四半期累計期間は、生産設備（蒸留塔）の改良を中心とする総額48,469千円（無形固定資産への投資を含む）の設備投資を実施いたしました。

なお、当社は精密蒸留事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

また、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

主要な設備の内容は、次のとおりであります。

平成28年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械及び装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (大阪府枚方市)	本社機能	21,302	—	— (—)	4,852	26,155	9
工場 (大阪府枚方市)	生産設備	127,871	285,328	63,518 (3,750.52)	22,969	499,687	26

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 3. 帳簿価額のうち「建物及び構築物」には建物附属設備を含んでおります。
 4. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、ソフトウェアであり、建設仮勘定は含んでおりません。
 5. 本社事務所は、工場の敷地の一部に建設しております。
 6. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員は含んでおりません。なお、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
 7. 当社は精密蒸留事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成29年8月10日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
工場 (大阪府枚方市)	連続蒸留塔	220,000	—	増資資金	平成29年 12月	平成30年 8月	約6%増加
本社 (大阪府枚方市)	事務棟	75,000	—	増資資金	平成29年 10月	平成30年 3月	(注)2
工場 (大阪府枚方市)	安全対策 関連設備	64,600	—	増資資金	平成29年 10月	平成30年 9月	(注)2
工場 (大阪府枚方市)	倉庫	35,000	—	増資資金	平成29年 10月	平成29年 12月	(注)2
工場 (大阪府枚方市)	分析機器	31,000	—	増資資金	平成29年 12月	平成30年 3月	(注)2
工場 (大阪府枚方市)	ボイラー更新	25,000	—	増資資金	平成30年 4月	平成30年 5月	(注)2

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は合理的に算出することが困難なため、記載しておりません。

3. 当社は平成29年8月10日開催の取締役会にて、設備投資計画を含む事業計画の決議を行っており、上記は本書における最近日現在とは異なる時点の状況を記載しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,856,000
計	1,856,000

(注) 平成29年5月18日開催の取締役会決議により、平成29年6月14日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は1,670,400株増加し、1,856,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	669,170	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	669,170	—	—

(注) 1. 平成29年5月18日開催の取締役会決議により、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は、602,253株増加し、669,170株となっております。
2. 平成29年6月14日開催の臨時株主総会決議により定款の変更が行われ、平成29年6月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権（平成26年4月30日臨時株主総会決議及び平成26年5月30日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,650	3,200(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,650(注)1	32,000(注)1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000(注)2	400(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成28年7月1日 至平成36年4月30日	自平成28年7月1日 至平成36年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000	発行価格 400(注)4 資本組入額 200(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末は1株であり、提出日の前月末現在には10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由に基づき取締役会が承認した場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場している場合において新株予約権を行使することができる。
4. 平成29年5月18日開催の取締役会決議により、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

②第2回新株予約権（平成27年5月29日臨時株主総会決議及び平成27年6月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,433	1,433
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,433(注)1	14,330(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,500(注)2	650(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成37年4月30日	自 平成29年7月1日 至 平成37年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,500 資本組入額 3,250	発行価格 650(注)4 資本組入額 325(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末は1株であり、提出日の前月末現在10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由に基づき取締役会が承認した場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場している場合において新株予約権を行使することができる。

4. 平成29年5月18日開催の取締役会決議により、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③第3回新株予約権（平成27年9月28日臨時株主総会決議及び平成27年9月29日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,000	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注)1	10,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,500(注)2	650(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成29年10月1日 至平成37年7月31日	自平成29年10月1日 至平成37年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,500 資本組入額 3,250	発行価格 650(注)4 資本組入額 325(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末は1株であり、提出日の前月末現在10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由に基づき取締役会が承認した場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場している場合において新株予約権を行使することができる。

4. 平成29年5月18日開催の取締役会決議により、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年6月14日	602,253	669,170	—	33,458	—	—

(注) 平成29年5月18日開催の取締役会決議により、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成29年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	2	2	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	6,691	6,691	70
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 669,100	6,691	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 70	—	—
発行済株式総数	669,170	—	—
総株主の議決権	—	6,691	—

② 【自己株式等】

平成29年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成26年4月30日臨時株主総会決議及び平成26年5月30日取締役会決議）

決議年月日	平成26年5月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本書提出日現在、従業員の取締役就任及び退職により、「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名及び当社従業員18名となっております。

② 第2回新株予約権（平成27年5月29日臨時株主総会決議及び平成27年6月23日取締役会決議）

決議年月日	平成27年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本書提出日現在、従業員の退職により、「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名及び当社従業員7名となっております。

③ 第3回新株予約権（平成27年9月28日臨時株主総会決議及び平成27年9月29日取締役会決議）

決議年月日	平成27年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）本書提出日現在、従業員の取締役就任により、「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役1名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対する適切な利益還元を実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、第55期事業年度の配当につきましては、1株当たりの期末配当金を350円といたしました。

今後につきましても、将来の事業展開や経営成績及び財政状態等を勘案しつつ、継続的な配当を実施していく方針であります。

内部留保資金の用途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び事業拡大のための投資等に充当していく予定であります。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本の方針としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

基準日が第55期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成28年12月14日 定時株主総会	23,420	350.00

(注) 平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

そこで、第55期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、第55期事業年度に属する剰余金の配当を算定すると、1株当たり配当額は35円に相当いたします。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本方針は、企業価値の継続的な向上を実現するために、効率的かつ公正で透明性の高い経営及び経営監視機能の強化を目指すとともに、法令遵守の徹底及び迅速かつ正確な適時開示により、株主、顧客、社会、従業員等のステークホルダー各位から信頼される会社となることであります。

②会社の機関構成及び内部統制システムの整備の状況等

イ．企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査担当を任命し、対応を行っております。

また、外部の視点からの経営監督機能を強化するため、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は取締役5名（うち社外取締役1名）により構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務執行の決定を行うとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。

また、取締役会には監査役3名（うち社外監査役3名）が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

b. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（社外監査役）により構成されており、毎月1回の他、必要に応じて監査役会を開催しております。監査役は、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席する他、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

c. 経営会議

代表取締役社長が諮問する機関として経営会議を設置し、月1回の定例経営会議を開催しております。

代表取締役社長が承認した者をメンバーとして経営上の重要な課題等につき意見交換を行い、代表取締役社長に対し意見の答申を行っております。

d. 内部監査担当者

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役社長が任命した内部監査担当者4名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。

代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査担当者を通じて代表取締役社長に提出させることとしております。

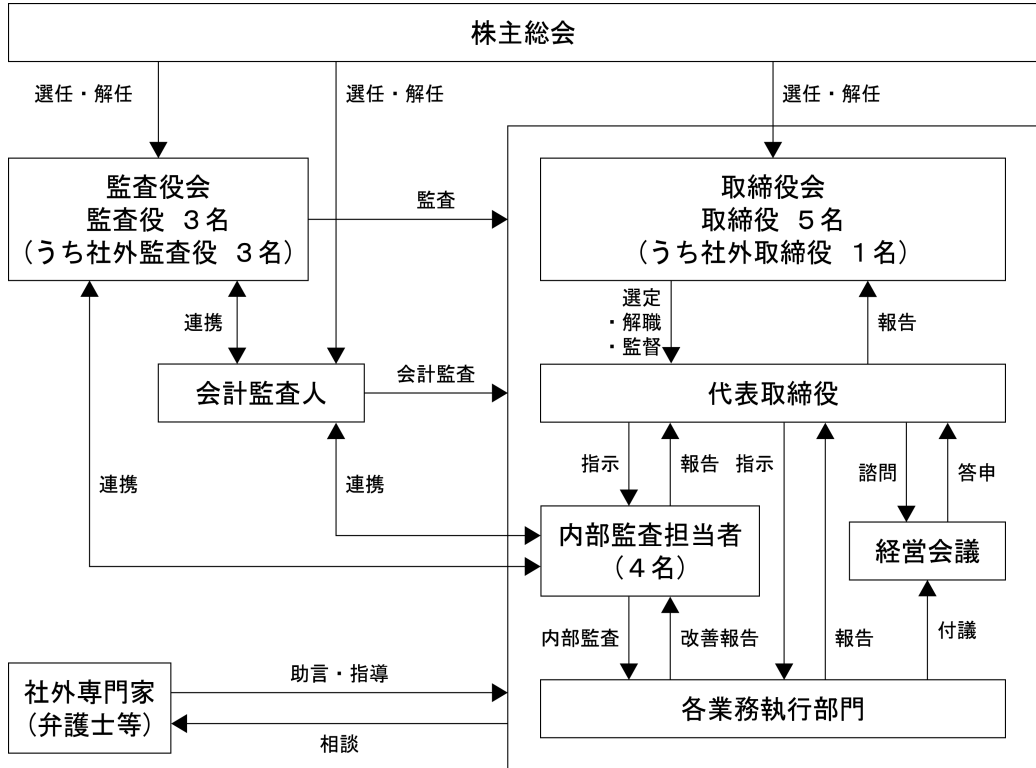
また、内部監査担当者は監査役及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

e. 会計監査人

当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



ハ. 内部統制システム整備の状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、下記のとおり内部統制システムの整備を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行っております。
- (b) 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。
- (c) コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動規範」を定め周知徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持、意識の向上に努めております。
- (d) 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、社内規程に基づきそれぞれ適切な年限を定めて保存及び管理する体制としております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスク管理規程」を定め、必要に応じてリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するように努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制としております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、原則として毎月1回開催の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。

また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制としております。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くこととしております。

なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することとしております。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会又は監査役に報告しなければならないこととしております。

また、監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止することとしております。

g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換することとしております。

(b) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会の他、重要な会議に出席でき、また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供することとしております。

(c) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

h. 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備しております。

i. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

(a) 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断しております。

(b) 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行っております。

- ・反社会的勢力対応部署の設置
- ・反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
- ・外部専門機関との連携体制の確立
- ・反社会的勢力対応マニュアルの制定
- ・暴力団排除条項の導入
- ・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

ニ. 内部監査及び監査役監査の状況

当社では代表取締役社長直轄の内部監査担当者を設け、内部監査を実施しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令並びに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的として実施しております。

内部監査担当者と会計監査人は、会計監査人の往査時に適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。

また、監査役は、定期的な監査役会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令若しくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、必要に応じて、内部監査担当者との意見及び情報の交換を行っております。更に監査役は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っております。

ホ. 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、現在社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間において、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役橋森正樹は、弁護士としての豊かな経験により、法律に関する相当程度の知見と高い見識を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外取締役に選任しております。

社外監査役衣川靖志は、長年にわたる経理業務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外監査役に選任しております。

社外監査役田積彰男は、長年にわたる化学プラント業界経験により、化学プラントに関する相当程度の知見を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外監査役に選任しております。

社外監査役野村正勝は、長年にわたり大学教授として化学分野に携わってきた経験により、化学に関する相当程度の知見を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外監査役に選任しております。

また、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を社外役員として選任することとしております。

ヘ. 会計監査の状況

会計監査の体制は以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名等

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	西田 順一	有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	神崎 昭彦	有限責任 あずさ監査法人

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

- ・監査業務に係る補助者

公認会計士4名、その他6名

③リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務部が主管部署となり、各部門との情報交換及び情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めるとともに、管理担当役員、常勤監査役及び顧問弁護士を通報窓口とする内部通報制度を設けております。組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。また、重要かつ高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士などの外部専門家及び関係当局などからの助言を受ける体制を構築しております。

なお、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び従業員の法令及び社会規範の遵守の浸透及び啓発を図っております。

④ 役員の報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	26,400	26,400	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	9,000	9,000	—	—	—	2

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等については、会社全体の業績、業績に対する個人の貢献度、他社の役員報酬データ等を踏まえて優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会により承認された報酬総額の範囲内で決定しております。監査役報酬等については、株主総会により承認された報酬総額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

⑤ 提出会社の株式の保有状況

該当事項はありません。

⑥ 取締役会の定数及び選任の決議要件

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年3月31日を基準日として、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ロ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするものを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,000	2,000	8,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務調査業務であります。

最近事業年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模及び特性、監査日数等を総合的に判断し、監査役会の同意のもと決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)及び当事業年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成28年10月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加、また会計・税務専門書の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	299,119	248,003
売掛金	74,453	93,842
商品及び製品	25,633	94,835
仕掛品	29,650	21,564
原材料及び貯蔵品	45,039	14,805
前払費用	4,576	7,017
繰延税金資産	11,078	29,162
その他	3,522	7,287
流動資産合計	493,074	516,515
固定資産		
有形固定資産		
建物	71,746	110,201
減価償却累計額	△37,516	△41,277
建物(純額)	34,230	68,924
建物附属設備	47,421	70,197
減価償却累計額	△27,048	△30,576
建物附属設備(純額)	20,373	39,621
構築物	51,516	73,346
減価償却累計額	△30,274	△32,717
構築物(純額)	21,241	40,628
機械及び装置	1,795,156	1,966,449
減価償却累計額	△1,599,518	△1,682,246
機械及び装置(純額)	195,638	284,203
車両運搬具	4,154	4,154
減価償却累計額	△1,903	△3,028
車両運搬具(純額)	2,250	1,125
工具、器具及び備品	41,175	50,112
減価償却累計額	△13,423	△26,299
工具、器具及び備品(純額)	27,751	23,812
土地	63,518	63,518
建設仮勘定	110,504	20,079
有形固定資産合計	475,509	541,912
無形固定資産		
ソフトウェア	2,209	4,009
その他	138	138
無形固定資産合計	2,347	4,147
投資その他の資産		
投資有価証券	500	—
長期前払費用	1,696	7,431
繰延税金資産	4,170	3,806
その他	5,620	5,620
貸倒引当金	△5,620	△5,620
投資その他の資産合計	6,367	11,238
固定資産合計	484,224	557,298
資産合計	977,298	1,073,814

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	57,759	2,440
短期借入金	100,000	100,000
未払金	104,686	32,238
未払費用	19,136	20,328
未払法人税等	19,645	53,060
未払消費税等	3,756	12,396
前受金	—	23,708
預り金	12,125	10,837
賞与引当金	12,628	14,704
流動負債合計	329,738	269,714
負債合計	329,738	269,714
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,458	33,458
利益剰余金		
利益準備金	13,048	13,048
その他利益剰余金		
別途積立金	255,000	255,000
繰越利益剰余金	346,053	502,593
利益剰余金合計	614,101	770,641
株主資本合計	647,559	804,099
純資産合計	647,559	804,099
負債純資産合計	977,298	1,073,814

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	302,167
売掛金	109,518
商品及び製品	45,085
仕掛品	29,922
原材料及び貯蔵品	15,391
その他	30,800
流動資産合計	532,885
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	142,850
機械及び装置（純額）	249,952
土地	63,518
建設仮勘定	17,639
その他（純額）	28,193
有形固定資産合計	502,154
無形固定資産	3,399
投資その他の資産	
投資その他の資産	13,819
貸倒引当金	△5,620
投資その他の資産合計	8,199
固定資産合計	513,752
資産合計	1,046,638
負債の部	
流動負債	
買掛金	107
未払金	28,769
未払法人税等	28,327
賞与引当金	3,790
その他	61,260
流動負債合計	122,254
負債合計	122,254
純資産の部	
株主資本	
資本金	33,458
利益剰余金	890,924
株主資本合計	924,383
純資産合計	924,383
負債純資産合計	1,046,638

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	※1 1,048,399	※1 1,043,088
売上原価	※1, ※2 653,307	※1, ※2 541,089
売上総利益	395,091	501,998
販売費及び一般管理費	※3, ※4 258,871	※3, ※4 278,331
営業利益	136,220	223,667
営業外収益		
雑収入	1,418	585
営業外収益合計	1,418	585
営業外費用		
支払利息	242	175
固定資産除却損	933	4,333
訴訟和解金	3,000	—
その他	—	336
営業外費用合計	4,175	4,846
経常利益	133,463	219,406
特別利益		
固定資産売却益	※5 1,321	—
特別利益合計	1,321	—
特別損失		
固定資産処分損	※6 16,904	—
特別損失合計	16,904	—
税引前当期純利益	117,880	219,406
法人税、住民税及び事業税	33,322	69,210
法人税等調整額	△4,070	△17,719
法人税等合計	29,251	51,490
当期純利益	88,628	167,915

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		254,749	38.7	172,190	28.4
II 労務費		158,617	24.1	169,505	27.9
III 経費	※1	244,516	37.2	265,709	43.7
当期総製造費用		657,883	100.0	607,405	100.0
仕掛品期首たな卸高		20,602		29,650	
合計		678,486		637,055	
仕掛品期末たな卸高		29,650		21,564	
他勘定振替高	※2	—		5,200	
当期製品製造原価		648,835		610,291	
製品期首たな卸高		30,105		25,633	
合計		678,941		635,924	
製品期末たな卸高		25,633		94,835	
当期売上原価		653,307		541,089	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	70,544	94,444
消耗品費	55,923	47,190
修繕費	30,244	42,422
燃料費	28,244	18,603
水道光熱費	26,285	25,613

※2 副産物の売却収入であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年6月30日)
売上高	※1 918,809
売上原価	※1 504,428
売上総利益	414,381
販売費及び一般管理費	195,440
営業利益	218,940
営業外収益	
固定資産売却益	1,991
雑収入	197
営業外収益合計	2,189
営業外費用	
支払利息	20
株式公開費用	1,500
固定資産売却損	209
固定資産除却損	233
営業外費用合計	1,963
経常利益	219,167
税引前四半期純利益	219,167
法人税、住民税及び事業税	62,931
法人税等調整額	12,530
法人税等合計	75,462
四半期純利益	143,704

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,458	13,048	255,000	260,770	528,818	562,276	562,276
当期変動額							
剰余金の配当				△3,345	△3,345	△3,345	△3,345
当期純利益				88,628	88,628	88,628	88,628
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	85,283	85,283	85,283	85,283
当期末残高	33,458	13,048	255,000	346,053	614,101	647,559	647,559

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,458	13,048	255,000	346,053	614,101	647,559	647,559
当期変動額							
剰余金の配当				△11,375	△11,375	△11,375	△11,375
当期純利益				167,915	167,915	167,915	167,915
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	156,539	156,539	156,539	156,539
当期末残高	33,458	13,048	255,000	502,593	770,641	804,099	804,099

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	117,880	219,406
減価償却費	74,197	98,842
支払利息	242	175
固定資産売却損益 (△は益)	△1,321	—
固定資産除却損	933	4,333
固定資産処分損益 (△は益)	16,904	—
売上債権の増減額 (△は増加)	15,519	△19,388
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△34,652	△30,880
仕入債務の増減額 (△は減少)	23,310	△55,318
その他	6,625	43,771
小計	219,638	260,942
利息の支払額	△242	△175
法人税等の支払額	△37,304	△35,795
法人税等の還付額	480	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	182,573	224,970
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△259,402	△254,291
有形固定資産の売却による収入	2,036	—
有形固定資産の除却による支出	△7,430	△3,030
その他	—	△7,388
投資活動によるキャッシュ・フロー	△264,796	△264,710
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000	—
長期借入金の返済による支出	△96,167	—
配当金の支払額	△3,345	△11,375
財務活動によるキャッシュ・フロー	487	△11,375
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△81,736	△51,116
現金及び現金同等物の期首残高	380,855	299,119
現金及び現金同等物の期末残高	※1 299,119	※1 248,003

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～38年

機械及び装置 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～38年

機械及び装置 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、当事業年度に「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表への影響はありません。

(損益計算書関係)

※1 売上高及び売上原価に含まれる有償支給の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
	188,625千円	83,551千円

※2 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
	6,744千円	42,000千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
役員報酬	68,900千円	35,400千円
給料及び手当	32,797千円	38,927千円
運賃及び荷造費	22,212千円	22,043千円
支払手数料	30,045千円	25,333千円
研究開発費	29,619千円	55,400千円
おおよその割合		
販売費	34%	48%
一般管理費	66%	52%

※4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
	29,619千円	55,400千円

※5 特別利益に属する固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
車両運搬具	1,321千円	－千円

※6 特別損失に属する固定資産処分損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
機械及び装置	10,287千円	－千円
撤去費用	6,616千円	－千円
計	16,904千円	－千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	66,917	—	—	66,917

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	—	—	—

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年11月21日 定時株主総会	普通株式	3,345	50.00	平成26年9月30日	平成26年11月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,375	170.00	平成27年9月30日	平成28年1月29日

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	66,917	—	—	66,917

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	—	—	—

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年12月17日 定時株主総会	普通株式	11,375	170.00	平成27年9月30日	平成28年1月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,420	350.00	平成28年9月30日	平成28年12月15日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	299,119千円	248,003千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—千円	—千円
現金及び現金同等物	299,119千円	248,003千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金のための資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、当社与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

調達金利の実施状況を経営陣に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)をご参照下さい。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	299,119	299,119	—
(2) 売掛金	74,453	74,453	—
資産計	373,572	373,572	—
(1) 買掛金	57,759	57,759	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 未払金	104,686	104,686	—
負債計	262,446	262,446	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成27年9月30日
投資有価証券 (合同会社出資金)	500

投資有価証券(合同会社出資金)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	299,119	—	—	—
売掛金	74,453	—	—	—
合計	373,572	—	—	—

(注4) 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
合計	100,000	—	—	—	—	—

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金のための資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、当社与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

調達金利の実施状況を経営陣に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	248,003	248,003	—
(2) 売掛金	93,842	93,842	—
資産計	341,845	341,845	—
(1) 買掛金	2,440	2,440	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 未払金	32,238	32,238	—
負債計	134,679	134,679	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	248,003	—	—	—
売掛金	93,842	—	—	—
合計	341,845	—	—	—

(注3) 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
合計	100,000	—	—	—	—	—

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

(追加情報)

当社は、平成28年1月1日より確定拠出年金制度を導入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、2,830千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(平成27年9月期)において、存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

平成29年6月14日付で普通株式1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成26年5月30日	平成27年6月23日	平成27年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 26名	当社取締役 2名 当社従業員 8名	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 38,500株	普通株式 14,830株	普通株式 10,000株
付与日	平成26年6月30日	平成27年6月30日	平成27年9月30日
権利確定条件	(注) 2	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成36年4月30日	自 平成29年7月1日 至 平成37年4月30日	自 平成29年10月1日 至 平成37年7月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は次のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由に基づき取締役会が承認した場合にはこの限りではない。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場している場合において新株予約権を行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	38,500	—	—
付与	—	14,830	10,000
失効	2,000	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	36,500	14,830	10,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	400	650	650
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産価額方式及び類似業種比準方式により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

25,972千円

(2) 当事業年度において、権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年9月期)において、存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

平成29年6月14日付で普通株式1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成26年5月30日	平成27年6月23日	平成27年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 26名	当社取締役 2名 当社従業員 8名	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 38,500株	普通株式 14,830株	普通株式 10,000株
付与日	平成26年6月30日	平成27年6月30日	平成27年9月30日
権利確定条件	(注) 2	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成36年4月30日	自 平成29年7月1日 至 平成37年4月30日	自 平成29年10月1日 至 平成37年7月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由に基づき取締役会が承認した場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場している場合において新株予約権を行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	36,500	14,830	10,000
付与	—	—	—
失効	—	500	—
権利確定	—	—	—
未確定残	36,500	14,330	10,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	400	650	650
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

41,237千円

(2) 当事業年度において、権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	4,480千円	5,087千円
たな卸資産	3,212千円	16,818千円
一括償却資産	2,989千円	3,184千円
貸倒引当金	1,993千円	1,932千円
未払事業税	2,691千円	6,468千円
その他	2,098千円	1,626千円
繰延税金資産小計	17,466千円	35,117千円
評価性引当額	△2,217千円	△2,148千円
繰延税金資産合計	15,249千円	32,968千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率 (調整)	36.9%	35.4%
税額控除	△13.4%	△12.0%
その他	1.3%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.8%	23.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の36.9%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年10月1日以降のものについては35.4%に変更されております。

なお、この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年10月1日から平成30年9月30日までのものは34.6%、平成30年10月1日以降のものについては34.4%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

当社は、精密蒸留事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社は、精密蒸留事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	研究開発支援	受託加工	プラントサービス	合計
外部顧客への売上高	109,217	905,322	33,860	1,048,399

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東レ・ダウコーニング株式会社	163,386	精密蒸留事業
三井化学株式会社	149,466	精密蒸留事業
東洋紡株式会社	137,388	精密蒸留事業

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	研究開発支援	受託加工	プラントサービス	合計
外部顧客への売上高	167,250	875,837	—	1,043,088

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東レ・ダウコーニング株式会社	247,405	精密蒸留事業
住友商事ケミカル株式会社	159,175	精密蒸留事業
東洋紡株式会社	119,230	精密蒸留事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	967円71銭	1,201円64銭
1株当たり当期純利益金額	132円45銭	250円93銭

- (注) 1. 当社は平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、前事業年度(第54期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
当期純利益(千円)	88,628	167,915
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	88,628	167,915
普通株式の期中平均株式数(株)	669,170	669,170
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数6,133個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数6,083個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	647,559	804,099
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	647,559	804,099
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	669,170	669,170

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(株式分割及び単元株制度の導入)

当社は、平成29年5月18日開催の取締役会において、株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

1. 目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の割合及び時期

平成29年6月14日付をもって、平成29年6月13日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数を1株につき10株の割合をもって分割します。

3. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	66,917株
今回の分割により増加する株式数	602,253株
株式分割後の発行済株式総数	669,170株
株式分割後の発行可能株式総数	1,856,000株

4. 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

5. 単元株制度の採用

当社は、平成29年6月14日開催の臨時株主総会決議により定款の変更が行われ、同日付で普通株式の1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期損益計算書関係)

※1 売上高及び売上原価に含まれる有償支給の金額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)
	114,313千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	85,173千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年12月14日 定時株主総会	普通株式	23,420	350.00	平成28年9月30日	平成28年12月15日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

当社は、精密蒸留事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	214円75銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	143,704
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	143,704
普通株式の期中平均株式数(株)	669,170
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2 当社は、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】（平成28年9月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	71,746	38,455	—	110,201	41,277	3,761	68,924
建物附属設備	47,421	23,789	1,013	70,197	30,576	4,541	39,621
構築物	51,516	21,830	—	73,346	32,717	2,443	40,628
機械及び装置	1,795,156	173,352	2,060	1,966,449	1,682,246	84,787	284,203
車両運搬具	4,154	—	—	4,154	3,028	1,125	1,125
工具、器具及び備品	41,175	8,936	—	50,112	26,299	12,876	23,812
土地	63,518	—	—	63,518	—	—	63,518
建設仮勘定	110,504	175,937	266,363	20,079	—	—	20,079
有形固定資産計	2,185,193	442,301	269,436	2,358,058	1,816,145	109,534	541,912
無形固定資産							
ソフトウェア	2,454	3,231	693	4,992	982	1,026	4,009
電話加入権	138	—	—	138	—	—	138
無形固定資産計	2,592	3,231	693	5,130	982	1,026	4,147
長期前払費用	1,696 [1,696]	9,369 [5,369]	3,100 [3,100]	7,964 [3,964]	533	533	7,431 [3,964]

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社工場	31,077千円
建物附属設備	本社工場	21,636千円
構築物	本社工場	21,830千円
機械及び装置	本社工場 蒸留塔新設	110,939千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	本社工場 蒸留塔新設関係	79,519千円
-------	--------------	----------

3. 長期前払費用の〔〕内は内書で、保守契約等の期間配分に係るものであり、減価償却と性格が異なるため、当期末減価償却累計額又は償却累計額及び当期償却額には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	100,000	0.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	100,000	100,000	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,620	—	—	—	5,620
賞与引当金	12,628	14,704	12,628	—	14,704

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成28年9月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	20
預金	
当座預金	246,026
普通預金	1,955
小計	247,982
合計	248,003

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
住友商事ケミカル株式会社	25,920
東レ・ダウコーニング株式会社	20,909
日本カーリット株式会社	11,340
東洋紡株式会社	7,549
KISCO株式会社	5,400
その他	22,723
合計	93,842

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
74,453	1,126,535	1,107,147	93,842	92.2	27.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品及び製品

区分	金額(千円)
製品	
蒸留品	73,309
蒸留装置	21,525
合計	94,835

④ 仕掛品

区分	金額(千円)
蒸留品	21,564
合計	21,564

⑤ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
蒸留品	2,870
小計	2,870
貯蔵品	
充填物	8,725
その他	3,208
小計	11,934
合計	14,805

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
菱陽商事株式会社	1,794
ハリマ化成株式会社	555
東洋紡株式会社	90
合計	2,440

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料 (注) 2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは、次のとおりであります。 https://www.osaka-yuka.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありませんので、該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年6月26日	堀田 修平	大阪府枚方市	特別利害関係者等(当社代表取締役会長、大株主上位10名)	堀田 哲平	大阪府大阪市中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	8,000	52,000,000 (6,500) (注) 4	経営権の移譲のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ。)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」に記載するものとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
純資産価額方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成27年6月30日	平成27年9月30日
種類	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 1,483株	普通株式 1,000株
発行価格	6,500円 (注) 2	6,500円 (注) 2
資本組入額	3,250円	3,250円
発行価額の総額	9,639,500円	6,500,000円
資本組入額の総額	4,819,750円	3,250,000円
発行方法	平成27年5月29日開催の臨時株主総会及び平成27年6月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成27年9月28日開催の臨時株主総会及び平成27年9月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成28年9月30日であります。
2. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産価額方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき6,500円	1株につき6,500円
行使期間	平成29年7月1日から 平成37年4月30日まで	平成29年10月1日から 平成37年7月31日まで
行使の条件	① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由に基づき取締役会が承認した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場している場合において新株予約権を行使することができる。	① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由に基づき取締役会が承認した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場している場合において新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

4. 平成29年5月18日開催の取締役会決議により、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は、株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。
5. 新株予約権①については、退職により、従業員1名50株分(株式分割前)の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①（ストックオプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
島田 嘉人	大阪府枚方市	会社役員	1,000	6,500,000 (6,500)	特別利害関係者等 (当社取締役)
堀田 哲平	大阪府大阪市中央区	会社役員	83	539,500 (6,500)	特別利害関係者等 (当社代表取締役 社長、大株主上位10 名)

- (注) 1. 上記のほか、新株予約権の目的となる株式の総数が1,000株以下の従業員は7名であり、その株式の総数は3,500株（株式分割後）であります。
2. なお、退職により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
3. 平成29年5月18日開催の取締役会決議により、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価を記載しております。

新株予約権②（ストックオプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
野村 直樹	大阪府枚方市	会社員	1,000	6,500,000 (6,500)	当社従業員

- (注) 1. 野村直樹は、平成27年10月1日付で当社取締役に就任しております。
2. 平成29年5月18日開催の取締役会決議により、平成29年6月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
堀田 哲平 ※1, 2	大阪府大阪市北区	500,000 (830)	68.92 (0.11)
堀田 修平 ※1, 3	大阪府枚方市	170,000	23.43
野村 直樹 ※4	大阪府枚方市	11,500 (11,500)	1.59 (1.59)
島田 嘉人 ※4	大阪府枚方市	11,000 (11,000)	1.52 (1.52)
石川 清 ※5	大阪府枚方市	2,500 (2,500)	0.34 (0.34)
堺 清 ※5	大阪府大阪市平野区	2,500 (2,500)	0.34 (0.34)
野村 正一 ※5	大阪府守口市	2,500 (2,500)	0.34 (0.34)
若狭 章泰 ※5	大阪府枚方市	2,000 (2,000)	0.28 (0.28)
藤井 洋一 ※5	京都府宇治市	2,000 (2,000)	0.28 (0.28)
林 安彦 ※5	京都府八幡市	2,000 (2,000)	0.28 (0.28)
山本 直紀 ※5	京都府京田辺市	1,500 (1,500)	0.21 (0.21)
小林 学 ※5	大阪府寝屋川市	1,500 (1,500)	0.21 (0.21)
森川 博 ※5	大阪府寝屋川市	1,500 (1,500)	0.21 (0.21)
山田 公士 ※5	奈良県奈良市	1,500 (1,500)	0.21 (0.21)
馬場 洋志 ※5	大阪府枚方市	1,500 (1,500)	0.21 (0.21)
那須 宏之 ※5	大阪府寝屋川市	1,500 (1,500)	0.21 (0.21)
長内 康尊 ※5	京都府京都市南区	1,500 (1,500)	0.21 (0.21)
大矢 武史 ※5	大阪府枚方市	1,500 (1,500)	0.21 (0.21)
所有株式数1,000株の株主4名 ※5	—	4,000 (4,000)	0.55 (0.55)
所有株式数500株の株主7名 ※5	—	3,500 (3,500)	0.48 (0.48)
計	—	725,500 (56,330)	100.00 (7.76)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ※2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
- ※3 特別利害関係者等（当社代表取締役会長）
- ※4 特別利害関係者等（当社取締役）
- ※5 当社従業員

- 2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
- 3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年 8月25日

大阪油化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 崎 昭 彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大阪油化工業株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪油化工業株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 8月25日

大阪油化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 崎 昭 彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大阪油化工業株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪油化工業株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月25日

大阪油化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 崎 昭 彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大阪油化工業株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第56期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年10月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大阪油化工業株式会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

